はじめまして!

# )感じていただきたい

#### 無料専門相談員、田中・大村法律事務所 弁護士 田中 場平 さん

4月から新しく、法律相談の相談員と て就任された田中弁護士にお話を伺い ました。

は私も『経営者』の一人で、経営者と

しての勉強を続け、3年前に独立、

今

弁護士となり、

法律事務所で弁護士と

任した弁護士の田中です。

平成25年に

4月から法律相談の専門相談員に就

喜んでいただけるのか、ということを してどういったサービスを提供すれば

″サービスを提供 事業者の皆様と

います。

る問題を一刻も早く解決したいという 相談に来られる皆さんは、 抱えてい ようか。

は共有する部分があるのではないでし

する〟という面では、 日々考えています。

相談して良かった

## 駐車場事故には気をつけて

だけで、信号も無ければ横断歩道も無 なのは事故を起こさないための目視を 保などが重要です。 紛争性が高くなります。ドライブレコ まい目視による確認がおろそかになっ とです。バックモニターが備えられて は起こると厄介だ」というぐらいの意 怠らないことです。 無ければ防犯カメラ映像や目撃者の確 ーダーは紛争回避には有効なツールで、 い場所ですので、そこで起こる事故は い、しっかりとした法的なルールも無 ん。また、駐車場は通路と区画がある て事故になるケースも少なくありませ いることで、モニターに頼りすぎてし 最近多い相談は駐車場事故に関するこ 様々な案件に携わってきましたが、 注意深く運転するように しかし、 「駐車場での事故 最も大切

よう、 料金体系(利用しやすさ)』というの れるのか、 を開いて安心して相談していただける を常に心掛けるようにしています。 で私は『丁寧に話を聞く(安心感)』 いう不安もお持ちだと思います。 『迅速な対応(スピード)』『明瞭な しっかりとお話に耳を傾け、 料金はどのくらいなのかと しっかりと話を聞 出いてく そこ 心 問

### 題解決のお手伝いができればと考えて なくない案件ですが、実は細かに条件 ても身近な問題です。 れていましたが、 相続については紛争となることが少 本誌3月号で相続法の改正が特集さ

こともあります。 等が決まっており、大丈夫だと思って いても、要件に当てはまらないという 例えば、この改正で介護や看病に

う努めてまいります。 りません。まずは専門家に相談しまし の時から1年以内」と決められています。 いては「相続の開始及び相続人を知っ が重要でしょう。また、期間制限につ 3親等内姻族) ②療養看護その他の労 親族であること(6親等内血族・配偶者・ 要件があり、①請求権者が被相続人の くお願いいたします。 して良かった」と感じていただけるよ たら迷わず相談してください。 ょう。どんなことでも紛争の種を感じ た時から6ケ月以内、又は、相続開始 ついては記録、メモ等による証拠管理 の維持又は増加、などです。特に②に 務提供があること③無償性であること になりましたが、これにもいくつか 献した親族が金銭請求することが可 (対価が無いこと) ④被相続人の財産 別の人が同じような紛争で解決して 自分にもそれが当てはまるとは限 今後ともよろし

## 、紛争の種、を感じたら早めの相談を

相続はどなたにとっ